**○中部地方整備局告示第八十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　静岡県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十六年建設省告示第千百四十九号磐田都市計画下水道事業（磐南処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十六年六月十一日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○近畿地方整備局告示第九十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第五十号大津湖南都市計画道路事業三・二・三号大津湖南幹線
三　事業施行期間　自平成十八年三月二十二日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十八年近畿地方整備局告示第五十号の事業地のうち守山市三宅町字高畠を削り、同市大門町字西海道、字アコネ、字後出及び同市金森町字鳥塚地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第九十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第百二十八号大津湖南都市計画道路事業三・二・三号大津湖南幹線
三　事業施行期間　自平成十九年十一月五日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第九十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十三号東播都市計画都市高速鉄道事業都市高速鉄道山陽電気鉄道本線
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第百号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十四号東播都市計画道路事業三・二・一号国道線東
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第百一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十六号東播都市計画道路事業三・五・五百十五号西新町線
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第百二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第百九号東播都市計画道路事業三・五・五百十六号川西線
三　事業施行期間　自平成十四年四月一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第百三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第四十五号東播都市計画道路事業三・四・五百三号林崎線
三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし